

令和7年度

指定管理者監査報告書

シンコースポーツ・アズビル共同事業体

日野市監査委員



日 監 第 1 0 6 号
令和8年(2026年)3月6日

日野市長
古賀 壮志 様

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 中 嶋 良 樹

令和7年度指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき指定管理者監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。
なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

令和7年度指定管理者監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

公の施設	指定管理者	主管部課
日野市市民の森ふれあいホール	シンコースポーツ	産業スポーツ部
日野市民プール	・アズビル共同事業体	文化スポーツ課

第3 監査の範囲

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの指定管理事業に係る出納その他の事務の執行

第4 監査の期間

令和7年10月1日から令和8年2月27日まで
事実確認聴取日 令和8年1月14日

第5 監査の方法及び主眼

この監査は、次の事項を主眼として書類審査及び関係職員の説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きにより実施した。市民プールについては、夏季期間のみの開設であり、事実確認聴取日において閉鎖期間中であつたことから、現地調査は省略した。

なお、監査調査業務については、「CTS監査法人 東京事務所」と業務委託契約を締結し、協力を得て実施した。

本監査は日野市監査基準に準拠し実施した。

(1)公の施設の指定管理者(以下、「指定管理者」という。)

- ① 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- ④ 利用促進のための努力はなされているか。

- ⑤ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ⑥ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ⑦ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。
- ⑧ 指定管理者の資産と市の資産が適切に管理されているか。
- ⑨ 指定管理者による自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

(2) 主管部課

- ① 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ② 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ④ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ⑥ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑧ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- ⑨ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。
- ⑩ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続きは適正に行われているか。

第6 監査の結果

指定管理事業に係る出納状況について、証拠書類不存在であったため、検証作業困難により具体的な監査に至らなかった。よって、適正かどうか判断できない。

出納状況の検証作業を中止した経緯は以下のとおりである。その他の事務の執行については、一部を除き概ね適正に執行されていた。また、是正及び改善又は検討を要する事項は、指摘事項及び意見・要望として後述する。

【経緯】1月14日の事実確認聴取日に提出を求めた資料が提出されなかった。

「令和7年度財政援助団体等監査事実確認聴取日当日に準備をしていただく資料について(依頼)」において総勘定元帳、仕訳帳の提出を求めたが、事実確認聴取日に提出がなかった。

指定管理者からは提出に関して現金出納簿、仕訳帳等は施設単体の帳簿を作成していない旨の事前の連絡はあったが、総勘定元帳は事実確認聴取日当日になり提出は困難との説明があった。

しかし、提出困難について具体的な理由の説明はなかった。

1月14日の事実確認聴取日後の1月21日に提出された総勘定元帳を検証したところ、指定管理者事業報告書(以下「事業報告書」という。)(5)管理に要する経費の収支状況(令和6年度 収支報告書)(以下「収支報告書」という。))の当該年度決算額と総勘定元帳の計上額に差異がある科目、また、収支報告書の計上科目に対して、総勘定元帳に該当科目がないものがあった。

総勘定元帳提出時に指定管理者から以下の連絡があった。

「この度の監査を受け収支状況を確認したところ、計上科目の間違いや計上漏れなどが散見され、取り急ぎ文化スポーツ課へ提出収支状況が合わない旨の報告をいたしました。改めて収支表を作成の上、再提出・報告をさせていただきたいと存じます。」

すなわち、指定管理者自らが令和6年度 収支報告書の計上額に誤りがあるとの申告があった。

以上より、監査対象である事業報告書の内容に誤りがあり、その誤りが不明である点により検証作業の実施は困難と判断し具体的な監査に至らなかった。

日野市市民の森ふれあいホール・日野市民プール

(1)管理物件概要(基本協定書より)

- ① 名称 日野市市民の森ふれあいホール
所在地 日野市日野本町六丁目1番地の3
敷地面積 12,011.03㎡
建築面積 5,782.33 ㎡
延床面積 7,330.98 ㎡

- ② 名称 日野市民プール
所在地 日野市川辺堀之内190番地先
敷地面積 5,988.7 ㎡
建築面積 839.49 ㎡(管理棟)

(2)指定管理者の選定

公募による選定(1者)

(3)市と指定管理者との協定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

(4)指定管理者の概要(令和7年3月31日現在)

名称 シンコースポーツ・アズビル共同事業体
所在地 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

(5)指定管理料

令和6年度 指定管理料	70,309,000 円
内 訳	市民の森ふれあいホール 49,274,000 円
	日野市民プール 21,035,000 円

指摘事項(意見・要望)

はじめに、本件監査を実施する過程において提出された資料に基づき事業報告書(収支報告書)の計上額を照合した結果、差異があったため、指定管理者へ問い合わせをしたところ、事業報告書(収支報告書)の記載に誤りがあることが申告された。このことにより、主目的である指定管理事業に係る出納事務の執行については、証拠書類不存在につき、監査を実施するに至らなかった。

事業報告書(収支報告書)が適正かどうかを判断することが不可能であることから、意見は差し控えるものとする。

以下は監査経過の記録、及び検証することにより発現してきた事項を記述することで意見・要望に代えるものとする。

シンコースポーツ・アズビル共同事業体

1 監査の実施

- (1) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
 - (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
 - (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (1)から(4)まで、監査の結果、概ね適正であった。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
 - (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。
また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (5)から(6)まで、出納関係帳簿等を監査した結果、次の点が見られた。

項番	指摘事項
1	事実確認聴取日において総勘定元帳、仕訳帳をはじめとする帳簿類が未提出であったもの
2	現金出納簿、仕訳帳等について、それぞれ、施設ごとに作成されていないもの
3	事実確認聴取日後に提出された総勘定元帳と事業報告書(収支報告書)の計上額、計上科目が一致しないもの

4	事業報告書(収支報告書)の記載が誤りであったもの
---	--------------------------

【意見・要望】

項番1について、事業報告書(収支報告書)を確認するにあたり、総勘定元帳、組替表の提出を求めたところ、事実確認聴取日に提出がなかった。

総勘定元帳は事業報告書(収支報告書)の計上額の根拠となる証憑であるとともに、財務・会計の適正管理に必須の書類である。しかし、決算日から9か月後の事実確認聴取日に総勘定元帳が提出困難であったことは、事業報告書(収支報告書)提出時に適切な総勘定元帳が作成されていなかったおそれがある。

また、日野市市民の森ふれあいホール及び日野市民プールの管理に関する基本協定書(令和6年4月1日)(以下「基本協定書」という)の第26条「甲は、監査委員等が甲の事務を監査するために必要があると認める場合には、乙に対して帳簿書類その他の記録の提出及び当該監査への関係者の出席を求めることができる。」の規定に抵触する。

項番2について、現金出納簿、仕訳帳等は本社で支払処理を行っているため、それぞれ、施設ごとに作成していないとの回答であったが、日野市公の施設における指定管理者制度に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という)「第5章 指定管理業務に関する経費」「20. その他の経理上のルール」「(1) 区分会計の独立」では、「施設の管理運営業務に係る経理事務をその他の経費(自主事業)から区分し、独立した経理規定及び会計帳簿書類を設け、会計年度における施設の収支状況が明らかになるようにするものとします。」とあることから、本件はガイドラインに準拠していない。よって、基本協定書第30条に抵触する。

項番3について、後日提出された総勘定元帳と事業報告書(収支報告書)を確認したところ、計上金額、計上科目が一致せず、特にふれあいホールの収入額では、総勘定元帳の記載のみでは断定はできないものの、大きな乖離があることも見込まれた。

項番4について、項番3の不一致について照会したところ、すでに主管部課に提出済みであった事業報告書(収支報告書)を訂正する旨の申告があった。令和6年度の決算額は既に確定しているため、安易に訂正すればよいということではない。指定管理料は公金であることは言うまでもなく、緊張感をもって厳正に処理されたい。今後の対応について、主管部課と速やかに協議することを強く要望する。

(7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。

市民の森ふれあいホール事務室における書類の保管状況について、監査した結果、次の点が見られた。

項番	指摘事項
1	個人情報に関するマニュアルが整備されていないもの

【意見・要望】

事業報告書に「個人情報保護に関するマニュアルの作成」が記述されていたため、現地調査において、提示を求めたが確認できなかった。職員に対する研修は行われているとのことであったが、多くの市民が利用する施設であるため、当該マニュアルの整備を行い、個人情報の適正な取り扱いと漏洩の防止に努められたい。

(8) 指定管理者の資産と市の資産が適切に管理されているか。

監査の結果、概ね適正であった。

(9) 指定管理者による自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

出納関係帳簿等、及び市民の森ふれあいホール内を監査した結果、次の点が見られた。

項番	指摘事項
1	自動販売機に係る電気代、及び自動販売機収入、その他自主事業が総勘定元帳、事業報告書(収支報告書)からは不明のもの
2	年度毎の事業計画書が作成されていないもの

項番1について、自主事業の実施については、基本協定書の第15条に「自主事業は指定管理者の責任及び費用により実施しなければならない」とされている。

当該施設の自主事業に関する費用として、自動販売機の電気代があった。

現地確認で各自動販売機の上部に電気メーターが設置されていたため、指定管理者に質問したところ、自動販売機に係る電気代は自主事業に計上しているとの回答であった。

しかし、収支報告書(自主事業)の支出の部のどの項目に計上されているか、総勘定元帳からは不明であった。

また、自動販売機収入が自主事業ではなく、収入の部に計上されているが、自動販売機収入が自主事業に該当するかどうか、さらにその他の自主事業についても、収支報告書からは不明であった。

これらの経費は指定管理料とは別に取り扱わなければならないが、どのように処理されているか確認できなかった。今後、事業報告書(収支報告書)の訂正の際には、明確に会計処理され、指定管理料に含まれていた場合には適正に精算されたい。

項番2について、基本協定書第 15 条に「実施する場合は市に事前に事業計画書を提出し、承認を受けなければならない」となっているが、年度毎の事業計画書が作成されていなかった。

自主事業は、施設利用者のサービス向上に供するため、指定管理者のノウハウを活用し、行政財産を使用して行うものであるから、きちんと年度毎、事前に計画書を提出し、内容等、市の承認を得て指定管理者の責任及び費用により実施し、適正に会計処理されたい。

文化スポーツ課

1 指定管理料等に係る事務について

指定管理者に対して、市から支払われるものは、市民の森ふれあいホール指定管理料、市民プール指定管理料である。収益内訳については、事業報告書(収支報告書)が訂正されることから、収支計画書(兼指定管理料提案書)から算出すると、市民の森ふれあいホールの約 55.4%、市民プールの約 92.5%が指定管理料として、市からの支出となっている。

今回の監査においては、市の指定管理料を含め監査した。

2 監査の実施

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
(1)から(4)まで、監査の結果、概ね適正であった。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(5)から(7)まで、出納関係帳簿等を監査した結果、次の点が見られた。

項番	指摘事項
1	事業報告書(収支報告書)の記載が誤りであったもの

【意見・要望】

主管部課は、指定管理者から本件が発生した原因と再発防止策の報告を求め
る必要がある。報告内容としては、事業報告書(収支報告書)の当該年度決算額
と総勘定元帳の計上額に差異がある科目、また、収支報告書の計上科目に対して
総勘定元帳がない科目がある点が挙げられる。

次に、令和6年度事業報告書(収支報告書)の訂正版の内容を確認するとともに、
以前から当該施設の指定管理者であったことから、過年度分についても、誤りが無
いかの調査結果の報告を求める必要があるものと思料する。

次に、今回の監査経過からは当該年度終了時における事業報告書(収支決算
書)の受領時に、総勘定元帳との突合が行われていないものと推測されるが、今後
は同様の事案が発生しないよう、事業報告書(収支報告書)のチェック体制の整備
を図られたい。

さらに、指定管理者制度を導入している施設を対象とした「令和6年度評価結果
(令和7年度実施)」「Ⅲ 収支等の評価」では「管理基準書等で定められた水準に
達しておらず、かつ、施設運営等に支障が出ており、早急に改善を要する。」とする
C評価はなく、AもしくはB評価としているが、事業報告書の訂正という結果からは、
適切な評価を実施したか疑問となることから、評価の見直しや評価体制について
も整備を図られたい。

(8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況
に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

監査の結果、概ね適正であった。

(9) 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理
者の費用で実施させていないか。

市民プールに係る書類について監査した結果、次の点が見られた。

項番	指摘事項
1	保健所より指示のあった修繕について未実施のもの

【意見・要望】

提出資料「市民プール営業後打ち合わせ」によると「ろ過機・滅菌機について」
に「保健所から修繕をおこなうよう依頼あり」の記載があったため、事実確認聴
取日に聴取をしたところ、修繕が未実施であるとの回答であった。

修繕費用が高額であることが理由として挙げられていたが、長期間実施していない現状を捉えると、事務執行を怠った疑念が生じる。利用者である市民の命にかかわる安全性と、市が市民に対して提供すべき市民サービスを考慮すると、早期に方向性を示す必要がある。

(10) 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続きは適正に行われているか。

監査の結果、概ね適正であった。

主管部課は令和6年度 収支報告書の訂正版の内容確認とともに、それ以前の事業報告書について誤りが無いかの検証結果の報告を求める必要がある。

報告書の吟味・精査の結果が、地方自治法第244条の2第7項および第11項に相当するかを検討する。その際には、ガイドライン「第17章指定の取消等」も考慮することが望まれる。また、指定管理者の不当利得があった場合は返還を求めるべきか検討されたい。

総括意見・要望

今回の監査がなければ事業報告書(収支報告書)の誤りは発見されなかった。

誤りのある報告書を監査に提出し、その上報告書を担保すべき総勘定元帳等の監査資料も不存在ということは、日野市民の知るべき権利に基づく監査を拒否していると思わざるを得ない。

ガイドライン「第1章指定管理者制度の概要 1. 指定管理者制度とは」では「指定管理者制度を導入しても、当該公の施設は市の施設であり、管理は市の事務であることに変わりはありません。一方、市は指定管理者に委任した権限を行使することはできないため、当該公の施設の設置者及び事務の主体としての責任を果たすために、モニタリング等を通じて必要な監督や指導を行うこととなります。」とある。

すなわち、管理は「市の事務」であり、事務の主体として責任を果たす必要があるにもかかわらず、自らが適切な監督や指導を行わず、指定管理者に任せきりにしていた一面があったと思われる。

また、前述した事項は、市職員の指定管理者制度に対する理解が不足していると思われる点が、原因のひとつと考える。

このことから、他部課においても同様の事象が生じている可能性を考慮し、本件を主管部課のみの問題点と捉えるのではなく、市全体の問題として捉えるべきである。当面の改善案としては、事業報告書(収支報告書)の訂正内容や本件が発生した原因などの検討・検証にもよるが、ガイドラインの修正、指定管理者への毎年度の評価の実効性の向上、主管部課における事業報告書(収支報告書)の受領時に調査チェックリストを新たに設ける、などの再発防止策の構築が考えられる。

併せて、これまでの不適正な事案について、監査および不正案件の経験豊富な専門家の助言を求めるなど、早急に適正に処理されたい。

最後に、改めて指定管理者に対する一層の指導、監督を図り、当制度の目的である公の施設の管理運営において民間のノウハウや活力を高め、住民サービスの向上と効率的な運営及び経費の削減が最大限に図られるよう努められたい。